

調布市長 宛

申請者 住所
 氏名
 電話番号
 〔法人にあつては、その事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕
 担当者

事業系廃棄物の収集・運搬及び処分に関する申出書

事業系廃棄物の収集，運搬及び処分について，行政処理を依頼したいので，調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱第7の規定により申し出ます。

申請区分	新規 変更 廃止	登録番号 (※市記入欄)	—	
事業所	名称			
	所在地	調布市		
	建物名			
	業種・業態			
	延べ面積	m ²	従業員数	人
廃棄物管理責任者の氏名				
連絡先				
排出する廃棄物の種類 及び1回の予定排出量	<input type="checkbox"/> 燃やせるごみ	<input type="checkbox"/> 燃やせないごみ	<input type="checkbox"/> プラスチック	<input type="checkbox"/> ペットボトル
	袋	袋	袋	カゴ
	<input type="checkbox"/> ビン	<input type="checkbox"/> カン	<input type="checkbox"/> 紙類	<input type="checkbox"/> 段ボール
	カゴ	カゴ	束	束
<input type="checkbox"/> 古布	<input type="checkbox"/> シュレッダーごみ	<input type="checkbox"/> 枝	<input type="checkbox"/> 草・葉	
袋	袋	束	袋	
廃棄物保管場所及び 排出場所の見取図	(別紙可)			
〔 搬出場所は、敷地内の道路に面した場所とする。 〕				
備考				

※排出基準については，裏面を参照ください。

(裏面)

【排出基準】

次に掲げる全ての基準を満たすことが必要です。

- ・ 事業用途の延べ床面積が基準以下であること（下記別表参照）。
- ・ 1回の排出量が基準量以内（下記別表参照）かつ申出書（表面）に記載した予定排出量以内であること。
- ・ 市の一般廃棄物処理計画に基づく分別をすること。
- ・ 市が適正に処理できるごみであること。
（量にかかわらず事業系粗大ごみ、有害ごみは市で処理しません。）
- ・ 「調布市ごみカレンダー」記載の収集日に、該当する廃棄物を排出すること。
- ・ 収集日の朝8時までには排出すること。
- ・ 燃やせるごみ、燃やせないごみ及びプラスチックについては指定収集袋に入れること
（指定収集袋は、口を結んでください）。
- ・ 指定収集袋に登録番号と事業所名を記入すること。

【別表：施設用途別面積基準及び廃棄物種類別排出量基準】

施設の用途	延べ床面積
事務所ビル	2 5 0 m ²
文化・娯楽施設	3 3 4 m ²
店舗（飲食店）	5 0 m ²
店舗（物品販売）・ デパート・スーパー	1 2 5 m ²
デイサービス施設・ 有料老人ホーム等	1 2 5 m ²
ホテル	1 6 7 m ²
学校・幼稚園	3 3 4 m ²
病院・診療所	1 2 5 m ²
駐車場	2, 0 0 0 m ²
倉庫	3 3 4 m ²
工場	3 3 4 m ²

廃棄物等の種類	排出量基準
燃やせるごみ	3袋（指定収集袋）
燃やせないごみ	3袋（指定収集袋）
プラスチック	3袋（指定収集袋）
ペットボトル	1カゴ（45Lのもの）
ビ ン	1カゴ（45Lのもの）
カ ン	1カゴ（45Lのもの）
紙 類	2束（高さ25cmの束）
段ボール	1束（20枚の束）
古 布	1袋（45Lのもの）
シュレッダーごみ	2袋（45Lのもの）
枝	5束（直径30cmの束）
草・葉	4袋（50Lのもの）